

今月は 子ども手当、児童育成手当の支給月です

現在、子ども手当、児童育成手当(育成手当、障害手当を受給している方に、2月10日付で指定の口座に手当を振り込みました。)

◆これらの手当は次の児童を養育している方に支給されます

- ▽子ども手当：中学校修了前の児童(15歳到達後最初の3月31日までの児童)
- ※公務員は勤務先へお問い合わせください。(独立行政法人を除く。)
- ▽育成手当：18歳到達後最

初めの3月31日までの次のい

- ずれかの状態にある児童
- ①父または母が死亡した
- ②父または母が生死不明
- ③父または母に1年以上遺棄されている
- ④婚姻によりないうで出生(認知した父に養育されている場合を除く)
- ⑤父母が離婚した
- ⑥父または母が1年以上拘禁されている
- ⑦父または母に重度の障がいがある(おおむね身体障害者手帳1・2級程度)

市長のこぼい

人間の知恵

今年の寒さは、細身の体で脂肪の少ない私には、このほかこたえる。加えて、湿気の低下はさらに追い打ちをかける。

湿度を上げなければと、かつての経験から、濡れタオルを2枚部屋に干した。絞り足りなければ水がたれ、絞り過ぎれば効果が薄い。絶妙な職人技だ。

そのため、わが家では、私だけ旧人類扱いだが、寒さ対策には、一番効果的とテレビで気象予報士が言っていた。

人間の知恵というものは、今も昔も変わらない。い。



小平市長 小林正則

幼児養育費の申請はお早めに

対象 幼児、保護者ともに市内に住民登録または外国人登録があり、次のいずれかに該当する幼児

- ▽公的負担または補助のない幼児施設へ通園している
- 3歳〜5歳(平成17年4月2日から平成20年4月1日生まれ)
- ▽在宅の4歳・5歳(平成17年4月2日〜平成19年4月1日生まれ)

※年齢は平成23年4月1日現在の満年齢です。

※補助金の対象となる幼児施設には基準があります。

※幼稚園・保育園に通園している幼児は対象外です。

補助金額 月額3千3百円

申請方法 3月9日(金)

▽障害手当：20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童

- ①身体障害者手帳1・2級程度
- ②愛の手帳1〜3度程度
- ③脳性まひ、または進行性筋萎縮症

※児童育成手当は所得制限があります。

※出生、転入などにより、変更または新たに手当の支給要件に該当する方は、申請が必要になります。状況によって必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 児童課 ☎042 (346) 9544

小平市情報公開・個人情報保護審議会委員を募集

「情報公開」および「個人情報保護」の2つの制度について意見を伺い、また、諮問事項の審議をしていただくため、委員を募集します。

応募資格 市内在住の方

※他の審議会などの公募委員は応募できません。

募集人数 1人

任期 4月1日〜平成26年3月31日

※審議会は年2回程度で、平日に開催を予定しています。

報酬 1万2千円(日額)

応募方法 3月2日(金)

子ども手当の申請はお済みですか



平成23年10月から子ども手当制度が変わりました。平成23年10月1日現在、小平市に住民、対象となる子どもを養育している保護

者は、3月までに申請手続きを完了し、10月分からの手当を受給できます。まだ手続きがお済みでない方は、期間内に手続きをしてください。

※小平市で平成23年9月までの子ども手当を受給していた方も申請が必要です。

※子どもが海外に住んでいる場合は、原則として受給することはできなくなりま

※子どもが海外に留学している方は、受給できる場合があります(海外の学校に留學している方は、受給できる場合があります)。

※子どもが児童養護施設などに入所している場合は、原則として施設設置者などが受給することになります。

問合せ 児童課 ☎042 (346) 9544

交通遺児 見舞金 学費援助金を支給

小平市社会福祉協議会では、交通遺児を対象に、見舞金と学費援助金を支給します。

◆交通遺児見舞金 金額 2万円(1人あたり)

対象 市内在住の交通遺児で、18歳以下の定職についていない方

申込み 3月12日(月)までに、提出書類を問合せ先またはお住まいの地域の民生委員児童委員へ

◆交通遺児学費援助金 金額 10万円(1人あたり)

対象 市内在住の交通遺児で、高等学校および専修

例に基づき推進計画の実施状況や市の行う男女共同参画に関する事項について、審議などをする委員を募集します。

対象 市内在住の成人

募集人数 5人

任期 4月1日〜平成26年3月31日

※会議は任期中6回程度、平日の開催を予定。初回は5月中に行います。

報酬 1万2千円(日額)

申込み 3月9日(金)までに(必着)に、「私にとっての男女共同参画とは」をテーマにした作文(800字程度)に、住所、氏名、性別、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付、ファクシミリ、電子メール可)

※選考は選考審査会で行い、結果を3月末までに全員に通知します。なお、応募原稿は、返却しません。

問合せ 総務課(〒187-18701 小平市役所) ☎042 (346) 9580、FAX 042 (346) 9513、E-mail: u@city.kodaira.lg.jp

都市計画案 (小平市決定)の縦覧

小平都市計画特別緑地保全地区に関する都市計画案の縦覧を行います。特別緑地保全地区は第3号小川町一丁目です。

縦覧期間 3月5日(月)まで

※土曜・日曜日、祝日を除く。



学校に在学している方または今春、入学を予定している方(今春卒業の方を除く)申込み 4月9日(月)までに、提出書類と在学を証明できるもの(学生証の写しなど)を問合せ先またはお住まいの地域の民生委員児童委員へ

◆共通

提出書類 申請書(問合せ先で配布)、事故を証明できるもの

問合せ 小平市社会福祉協議会事務局(福祉会館4階) ☎042 (344) 1217

東日本大震災により、住家取得した方へ

◆土地 東日本大震災により、住家取得した方へ

縦覧場所 水と緑と公園課窓口(市役所4階) ☎042 (346) 9200、E-mail: byodo@city.kodaira.lg.jp

※内容についてご意見のある方は、縦覧期間中、意見書をお問合せ先へ提出できます(送付可)。

問合せ 水と緑と公園課(〒187-18701 小平市役所) ☎042 (346) 9830

東日本大震災により、代替の土地や住家取得した方へ

東日本大震災により、住家取得した方へ

◆土地 東日本大震災により、住家取得した方へ

縦覧場所 水と緑と公園課窓口(市役所4階) ☎042 (346) 9200、E-mail: byodo@city.kodaira.lg.jp

※内容についてご意見のある方は、縦覧期間中、意見書をお問合せ先へ提出できます(送付可)。

問合せ 水と緑と公園課(〒187-18701 小平市役所) ☎042 (346) 9830

◆第4回 子育て支援協議会

とき 3月22日(木)

午後1時30分から

ところ 市役所6階大会議室B

傍聴定員 10人

傍聴申込み 当日、会場へ(申込み多数の場合は協議会開始時に抽選)

問合せ 児童課 ☎042 (346) 9821

住宅が滅失・損壊し、その住宅の敷地に代わる土地を取得したとき、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができる場合があります。また、東日本大震災における原子力発電所の事故により、警戒区域に指定された区域内にあった住宅用地に代わる土地を取得した場合も同様です。

◆家屋 東日本大震災により、滅失・損壊した家屋に代わる住家取得したとき、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができます。また、東日本大震災における原子力発電所の事故により、警戒区域に指定された区域内にあった住宅用地に代わる住家取得した場合も同様です。

◆家屋 東日本大震災により、滅失・損壊した家屋に代わる住家取得したとき、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができます。また、東日本大震災における原子力発電所の事故により、警戒区域に指定された区域内にあった住宅用地に代わる住家取得した場合も同様です。

◆家屋 東日本大震災により、滅失・損壊した家屋に代わる住家取得したとき、固定資産税・都市計画税の軽減の特例を受けることができます。また、東日本大震災における原子力発電所の事故により、警戒区域に指定された区域内にあった住宅用地に代わる住家取得した場合も同様です。

平成24年度 予算(案)の公表

平成24年度予算(案)の概要を公表します。あわせて主要事業の概要も公表します。

予算案および主要事業は、市政資料コーナー(市役所1階)、小平市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 財政課 ☎042 (346) 9504

住民基本台帳の閲覧を休止

窓口が混雑するため、3月19日(月)から4月20日(金)まで、住民基本台帳の閲覧を休止します。ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 市民課 ☎042 (346) 9804

4月新規開設 家庭福祉員 (保育ママ)

4月2日(月)から、家庭福祉員を下表のとおり新規開設しますので、ご利用ください。

対象 保護者が就労などの理由で、家庭で保育に当たれない生後57日から3歳未満の児童

保育時間 午前7時30分〜午後6時(基本時間は9時間)

保育料 月額2万1千円

※保育料以外に月額2千円(雑費)がかかります。また、延長保育料、給食費などが加算することがあります。

申込み 午後2時から5時までに、開設者へ

問合せ 保育課 ☎042 (346) 9601

氏名	住所	電話	定員
中山 実和	回田町89-9	042(359)1652	3人